

今回のテーマ： グループ法人税制

2010年度税制改正により4月1日から施行されたグループ法人税制は、完全支配関係がある内国法人間における資産の譲渡等に係る損益を繰り延べる制度です。

1. グループ法人税制の適用対象（=完全支配関係のある法人間取引）

「完全支配関係」とは、一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係（=100%資本関係）、又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいいます。100%親子会社間だけでなく、個人（親族を含む）または法人が100%支配する兄弟会社間同士なども対象となります。

2. 適用範囲と適用開始時期

2010年10月1日適用開始の制度（下記の及び）は、法人の事業年度に関係なく一斉に適用されます。例えば、12月決算法人の場合、2010年1月1日～9月30日までの取引について旧法が適用され、10月1日～12月31日までの取引について改正法が適用されることになります。

制 度	対 象	適 用 時 期	内 容
資産の譲渡取引等 帳簿価額が1,000万円 以上の資産の譲渡)	完全支配関係にある内国法人すべて に適用	2010年10月1日以後 の譲渡から適用	譲渡損益の繰延べ、グルー プ外への再譲渡時に譲渡損 益認識
寄附金の 損金不算入制度	法人による完全支配関係のある法人 間で行われたものに限り	2010年10月1日以後 の受贈益及び支出した 寄付金から適用	支出法人：全額損金不算入 受領法人：全額益金不算入
受取配当の 益金不算入制度	完全支配関係にある内国法人すべて に適用 (配当等の計算対象期間の開始日か らその末日まで、継続してグルー プ内の法人であるものに限り)	2010年4月1日以後開 始事業年度から適用	負債利子控除を適用しない (全額益金不算入)
中小企業の特例の 不適用	資本金が5億円以上の法人の100%子 会社（資本金1億円以下） 孫会社・曾孫会社を含みます 間接保有により完全支配関係のあ る子会社の場合は、持分比率に関係 なくその親会社の資本金で判断しま す	2010年4月1日以後開 始事業年度から適用	次の特例の不適用 ・ 交際費の損金不算入制度 における定額控除限度額 ・ 中小法人の軽減税率 ・ 貸倒引当金の法定繰入率 ・ 欠損金の繰戻還付 ・ 留保金課税の適用除外

お見逃しなく！

- ・ 完全支配関係法人間取引に係る取扱いは、強制適用されます（選択適用はできません）。
- ・ 完全支配関係は、議決権の有無に関係ありません。
- ・ 100%支配グループ内の現物配当の場合、完全子会社では譲渡損益を計上せず、源泉徴収も行いません。

現物配当を受けた法人においては、資産の移転に係る収益は益金不算入となります。（2010年10月1日以後）